

「公共施設使用料等の検証」に係る今後の進め方について

受益者負担の適正化に向けて、庁内の行政改革推進本部及び議員協議会（9月議会）で、公共施設の使用料等の現状や今後のあり方について説明を行いました。

本委員会にお示ししてきた基本的な考え方（受益者負担の原則、算定方法の明確化、減免規定の統一化）は、使用料の算定方法（維持管理費×性質別負担割合）を含め、今後の検証のあり方として一定の理解を得られたと考えております。

ただし、これから検討いただくこととしていた具体的な負担割合や減免の基準案については、施設所管課との事前調整を十分に行う必要があることから、下記のとおりスケジュールを変更のうえ、検証作業を進めさせていただきます。

1. 行政改革推進本部及び議会での意見等（要旨）

（1）行政改革推進本部

- 施設所管課における実情を踏まえた課題等を精査する必要がある。また、利用者団体との調整等も予め考慮しなければならない。
- 公費負担と受益者負担の割合の基準を定めるには、その根拠を明確にしなければならない。
- 全体的な受益者負担の現状は分かったが、負担割合の見直しによって、個々具体的に（各室）な使用料がどのようになるのか、それらのデータも見ながら検討する必要がある。
- 減免基準は、単に体育施設等の減免規定に統一するということではなく、現状の問題点を改善し、全体を網羅した新たな基準を作成する必要がある。

（2）議会

- 受益者負担の適正化は必要であるが、利用者の負担増加ありきではなく、生涯学習のあり方とともに議論がなされるべき。
- 施設使用料の見直しにあたっては、魅力的な社会教育施設にする中で、現状の限られた利用者から幅広い利用につなげる努力も併せて必要である。
- 施設利用者によるボランティア（草刈りなどの施設の維持管理への労働提供）も含めて受益者負担を考えるという発想も大切である。
- 施設使用料の算定基準を定める場合、体育館や公民館などの貸館とは異なる性格の施設（文化会館等）があるので、基準の対象範囲等を十分検討のこと。

2. 今後の検証の進め方

（1）公共施設（貸館）の使用料算定基準について

- ① 社会教育課をはじめとする施設所管課と連携して、現状分析を深めるとともに、各種意見への対応を検討します。

- ② 施設所管課との検討結果を基に、根拠を明確にしながら、施設の性質別負担割合（案）を作成します。
- ③ 各施設（室）ごとの使用料の見直し案を施設所管課で作成し、全体調整を図ります。【具体案の協議は来年度早期の予定】

(2) 公共施設（貸館）の使用料減免基準について

- ① 現状の減免規定に係る課題の洗い出しを施設所管課とともにを行います。（各種団体の減免率の精査、使用目的による減免率の調整等）
- ② 他団体の事例調査を実施し、課題解消への参考としながら統一的な減免基準案を作成します。
- ③ 各施設ごとの減免規定の案を施設所管課で作成し、全体調整を図ります。【具体案の協議は来年度早期の予定】

(3) その他の受益者負担について【具体的な協議は来年度早期の予定】

- ① 手数料に係る算定基準案を作成し、担当課で個々手数料の見直し案を検討のうえ、全体調整を図ります。
- ② 公共施設使用料の貸館以外の部分や各種実費徴収金などそのたの受益者負担について、担当課と連携して見直し案を作成します。

3. スケジュールの変更

上記のとおり、今年度は公共施設（貸館）の使用料及び減免に係る基準案の作成に調整期間を要することから、当初 11 月に予定していた本委員会の開催を取り止め、2月の委員会での協議に変更をお願いいたします。